

## 近世九十九里浜の不漁に対する領主と漁民の行動

菊 地 利 夫

### 一、視点と課題

この小論には関連する三つの視点がある。

一、復原しようとする過去の地理は、当時の人々が客観的環境の中にあつて知覚した環境要素にもとづいて形成した景観である。客観的環境は一つであつても、時代が異なり、文化が異なり、社会階級が異なれば、それぞれの人間集団が知覚する環境要素は同一ではない。同じ客観的環境の中にあつて、それぞれの人間集団が知覚的環境をつくりあげている。したがつてそれぞれの人間集団の立場に立たなければ、彼等の環境の知覚にもとづく景観の形成を正しく理解することはできない。

二、人間集団が知覚した環境（当時の人々の環境イメージ）にもとづいて行動（意志）決定をして、大地に土地利用なり景観形成なりを刻印する。この場合に、作用する人間集団の性格も重要な要因の一つである。人間集団の性格の研究は、近代地理学の初期に環境決定論による一時的流行が見られたが、その後の地理学の論理では避けて通つてき

た問題である。しかし最近は地理学のみならず、多くの社会諸科学において、それぞれの科学的立場からふたたび重要な問題として人間集団の性格の研究がとりあげられてきた。

三、客観的環境の中から知覚的環境が形成されるが、知覚された環境のすべての部分に人間集団は同じ強さで知覚していない。当時の人間集団は知覚した環境のどの部分に重点をおいて知覚したかを明かにしなければならぬ。知覚の程度の強弱によって知覚的環境は構造化されるだろう。

これらの関連する三つの視点は、歴史地理学における最近の進歩の方向である。これはまた歴史地理学が文化地理学や文化人類学などとも行動科学的基盤を共通に持って発展している基本的方向である。

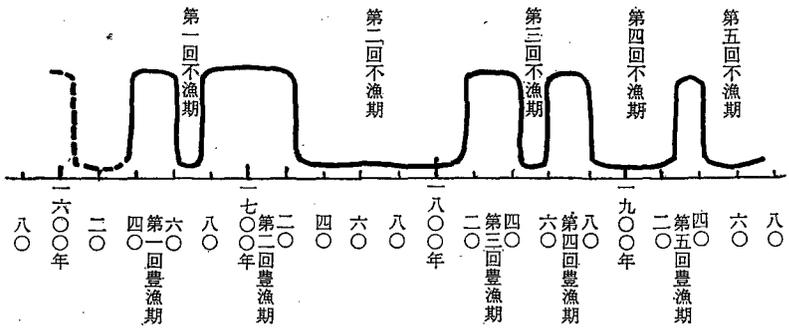
この小論はこれらの視点から自然災害を研究した。自然災害とは環境を組立てている一つ以上の要素が異状な運動を行って人間集団に被害を与えることである。一般に自然災害の研究は、自然災害の発生メカニズムや、人間集団に与える被害や自然災害の発生頻度やその発生タイプと発生予測などがとりあげられている。これらは自然災害という客観的環境である。これに対して、当時の人々がその自然災害をいかに知覚してこれに適應したかということは、当時の人々の知覚的環境をとりあつこうことになる。この適應の結果として土地利用や景観形成がある。

この小論では千葉県九十九里浜の近世初期から行なわれたイワシ漁業の不漁を一つの自然災害としてとりあげる。九十九里浜は南北に約六〇キロメートルもつらなる砂浜である。その臨海集落は近世には地曳網により、明治からアグリ網による、イワシ漁業地として名高い。この臨海集落は岡集落・新田集落・納屋集落からなる(1)。これらの発生・形態・機能について多くの人々の研究が発表されている(2)。過去の拙論において、このイワシ漁業は豊漁期と不漁期が交替したこと、この豊凶の交替は新田集落・納屋集落の成立と関連があること(3)などを発表した。この小

論において、既発表との多少の重複はあるが、納屋集落は豊漁期における漁民の環境に対する適応形態であり、新田集落は不漁期における領主の環境に対する適応形態であったことを強調したい。漁業の豊凶交替は、臨海集落が豊漁期には漁村化し、不漁期には農村化して集落機能も変化した。不漁期に領主は新田開発を実施したが、漁民はこれに對して一揆や反對運動をもって抵抗した。これは不漁期という客觀的環境に對して、領主の知覺的環境と漁民の知覺的環境とは異質的であり、兩者の適応しようとする方向が異なっていたからである。しかし封建時代において、多くの場合、領主の意志決定に漁民は服従せざるをえない。漁民による適応形態である納屋集落は一部を残して大部分が取払われて、領主による適応形態である新田集落が景觀として大地に刻印されて現在につづいている。この小論はこの歴史地理学的事実を説明することを課題とする。

## 二、客觀的環境としての不漁形態

九十九里浜の領主と漁民にとつて、自然災害は米作に対する干害のくりかえしや元祿十六年の大地震と津波による大被害<sup>(4)</sup>もあつた。しかし最大の自然災害といへば、臨海集落の形態・機能を変化させたイワシ漁業の不漁をあげべきである。しかもこの自然災害は近世以来から数回もくりかえしていることも一つの特色である。近世最高の經濟学者として令名がある佐藤信淵の著（文政十年）經濟要録に「九十九里の漁獵は日本總國の第一なるべし」と述べている。このイワシ漁業は近世からはじまり、現在に至るものであるが、この間つねに豊漁であつたものではない。第二次大戦の前後の不漁期に、地元の漁業研究者が古老の経験や古文書の整理によつて、イワシ漁業には七十年目ごと豊漁期が出現したという「七十年周期説」を主張していた。これに對して、ある地理学研究者が県誌・郡誌の資



第1図 九十九里浜のイワシ漁業の豊凶交替

料を图示して、「七十年周期説」を学会に紹介した(5)。筆者は地曳網元が年々の漁獲量を記録した「水鰯勘定帳」を百数十年間分を整理し、これに加えて近世初期から末期までの網元文書や明治以後の千葉統計書などからの漁獲量を検討して、イワシ漁業の豊凶の発生・継続期間を明かにした。この結論として、従来の「七十年周期説」を否定し、その代りに「豊凶不確定交替説」を提出した(6)。ここに新旧二説の比較図をもって豊凶期間を示すが、これは既発表のものであるから、詳しくは拙論を参照されたい。

ここではイワシ漁業の豊凶の出現形態をとくに詳述することが必要であろう。不漁という自然災害の人間集団の知覚、すなわち知覚的環境の基底には客観的環境としてイワシ漁の豊凶交替の事実が存在した。

近世初期にも豊漁期と不漁期が発生したことは網元文書や幕府文書から推察されるが、これは確証できないから保留する。近世前期から現在まで確認できるものは、豊漁期が五回、不漁期が五回であった。現在は第二次大戦前後からつづく第五回目の不漁期である。豊漁期の長さは、第一豊漁期は約二十三年間、第二豊漁期はもっとも長くて約四十八年間、つづいて第三豊漁期は約二十八年間、第四豊漁期が約二十五年間、第五豊漁期は約十二年であり、豊漁期は長短さまざまであるが、その合計は一三六年間であった。これ

に対して、不漁期は第一不漁期が約十七年間、第二不漁期がもっともながくて約九十年間、第三不漁期が約十四年間、第四不漁期が約三十五年間、第五不漁期がすでに三十数年間もつづいている。現在までの不漁期間の合計はすでに一九〇年以上にもなる。

イワシ漁獲量を豊漁と不漁とに二分するよりも、豊漁・平年漁・不漁と三分すべきである。平年漁は網元の採算とれる漁獲量の下限程度とし、これを大きく上まわる漁獲量の年を豊漁年とし、これをはなはだしく下まわる漁獲量の年を不漁年とすべきである。当時の平年漁の下限は、網元のホシカ販売量が年間四千俵であった。しかしイワシ漁獲量とホシカ販売量は、豊漁期間と不漁期間にあまりに大差があつて、平年漁というべき中間値の年はすくない。たとえばある網元は第三豊漁期の天保十三年にホシカ販売量が一万一千俵であつたが、つづく第四不漁期の明治三十六年にホシカ販売量はわずか七二俵にすぎなかつた。また第二豊漁期に全国からホシカを集荷する大阪ホシカ問屋が、享保九年に約一三〇万俵に達していたが、第二不漁期に入つた享保十九年には約五十万俵、元文四年に約三十万俵、寛保二年に約二五万俵と激減し、この状態が寛政年間までつづいた。これに対して、ある漁村史研究者が関東平野の農業にホシカの消費が多くなつたので、大阪ホシカ問屋の集荷量がすくなくなつたからであると考へている(8)。

これも一つの理由となるが、根本的には全国のイワシ漁業が不漁期に入つたからイワシ漁獲量が激減したものである。イワシ漁獲は極端に多い年がつづき、そして極端にすくない年がつづいた。

またイワシ漁業の豊凶が移行する過程にもいちじるしい特色がある。豊漁期から不漁期への移行は、年々の漁獲量が減少してしだいに不漁となつていくのではなく、突然にある年から目立って不漁となるのであつた。また不漁期から豊漁期への移行も、年々の漁獲が少しづつ増加してしだいに豊漁となるのではなく、ある年から突然に驚くべき豊

漁がはじまってその状態がつづいていくのであった。また長期の不漁期には、時々豊漁年が出現した。このような豊凶の出現形態は「水鱒勘定帳」の記録から具体的にわかる。

不漁の出現する原因は多くの人々によって調査された。近世初期から明治期までは地曳網を使用し、その後はアグリ網を使用した。この漁獲手段に変化があったが、それにもかかわらず豊漁期と不漁期の交替は出現した。九十九里浜の沖合に寒流の親潮による冷水塊が発生すると不漁期になった。三陸沖のイカの豊漁期には九十九里浜のイワシの不漁期となった。海中のプランクトンの減少が九十九里浜の沖合に目立つと不漁期となった。海況の変化や海中生態学的関係の変化が豊凶と関連があった。また第二次大戦後にはアメリカ駐留軍の九十九里基地における実弾射撃の訓練場が九十九里浜沖合を弾着海面にしたことも不漁と関係があった。しかしここでは不漁という自然災害が発生するメカニズムを追求しないことにする。

### 三、豊漁期における臨海集落の景観

近世以来、出現した五回の豊漁期における臨海集落の景観形成にみられる共通性を類型的にのべる。臨海集落はもとも岡集落を中心とした農村である。豊漁期になると海岸に人口が激増して納屋集落ができあがる。臨海集落が漁村化するだけでなく、内陸の村落までさまざまな波及効果をおよぼした。増加人口は地曳網元に雇用された地曳網元の漁業労働者とその関連産業人口であった。漁業労働者は海上の労働者である「水主」と陸上の労働者である「岡者」にわけられた。「水主」は臨海集落や内陸農村の農家の次・三男であり、網元はこれに前貸金を渡して雇用した。「水主」は役付として階層があり、隠居・賄・炊・音人などがあり、その他に「平水主」が一網に五〇―六〇人であ

った。「岡者」は臨海集落の農民であり、多くは網元から小作地を借り、地曳網の引き子となった。関連産業人口は網元に付属する数人の網付商人があり、網元からイワシを購入してホシカ・漁油・ベ粕などを製造する加工業者であった。その従業員は付近の農村から雇用された。加工業に必要な薪炭は両総台地とくに山武杉の林業地帯の村落が主産地であった。水産加工品は陸送と海送によって搬出された。陸送は牛方・馬子が両総台地をこえて東京湾岸の港町まで中継した。九十九里浜の北半は利根川の河岸にまで陸送された。海送は江戸や浦賀のホシカ問屋に搬出する千石船が九十九里浜の南半の海岸に接岸した。関連産業人口は地曳網一張につき約一五〇人を就業させた。経済要録に文政三年において「地曳網三百家、その漁業により口を糊する者約四万戸」と記されていることは就業人口の多きことを裏づける。

海岸の芝地には人口密度が高い納屋集落ができた。「水主」の居住や網用具を収納する納屋や水産加工業の納屋が並び、内陸農民の出稼ぎ小屋もあった。この納屋集落には多くの商店もあった。髪結・風呂屋・居酒屋・煮魚屋・駄菓子屋・小間物屋などであった。文政年間の片貝村「農間商取調帳」には、総戸数五二六戸、そのうち農業専業は五一戸、農間漁業は三三二戸、農間商は一四三戸を書きあげ、農間商の業種・人名・開店年度を記している。

このような納屋集落の構成は豊漁期において九十九里浜一帯に形成された。納屋集落に非農業人口が増加すれば食糧の需要も増加した。臨海集落では農業労働力が漁業化して農産物の供給力を大きくすることができず、内陸農村から食糧の供給をうけた。

## 四、不漁期における臨海集落の景観

不漁期になると、網元の漁獲量が激減し、借金した漁業資本の返済のために田畑を売払って没落する。この地曳網を「潰れ網」といった。イワシの漁獲が激減するので水産加工業は休業となり、薪炭業も輸送業も衰えた。出稼ぎ小屋も空屋となり、農間商も廃業となった。納屋集落には地曳網と加工業から大量の失業者があふれて、納屋集落は衰退した。この時期に領主は漁業から発生した大量の失業者を農業に吸収するために、海岸の芝地に成立した納屋集落を取り払ってその跡地に新田開発をすることを臨海集落に命令した。かくて臨海集落に耕地が拡大され、漁村から農村化に移行した。

不漁期に発生した大量の失業人口を新田開発に吸収しようとする領主の政策の効果を考えるために、九十九里浜の土地利用の慣行と新田の農民に対する配分慣行を検討してみる必要がある。臨海集落のうち、岡集落は旗本領や与力給地であり、行政的に細分されていた。これに対して納屋集落が成立する海岸の芝地であった。汀線付近の砂地は塩場とよばれる製塩地であった。塩場は寛文検地において短冊状に土地割が行なわれ、高持百姓に分配され、塩年貢を納めていた。塩場は質地に使われ、しだいに有力な農民に兼併された。地曳網がさかんになると、塩場にイワシが水揚げされるので、塩場所有者はイワシの買占権を主張した<sup>9)</sup>。水産加工業者は大きな塩場の所有者と関係があった。塩場の内側は草地帯となり、ここを芝地とよんだ。芝地はまた塩場頭ともよばれ、塩場の延長であり、したがって塩場の所有者が芝地を農民に分配するときに塩場所有に比例して分配されるべきだという主張もあった。九十九里浜は隆起海岸平野であるから、芝地は年々に幅広くなった。この芝地は一般的には臨海集落の農民の入会地とされ、水田

の肥料用の採草地としての慣行があり、芝地年貢が納められた。豊漁期になると、芝地に納屋集落ができあがり、ホシカや地曳網の干し場に利用されて、水田肥料はホシカが主に使用されるので、芝地はもっぱら漁業用地に利用された。

不漁期になると、領主は芝地に新田開発すべしという指令を出すと、臨海集落以外から芝地の新田開発願が領主に提出された。領主は臨海集落に村受開発にするか願人開発にするかを尋ねた。臨海集落では芝地に新田開発をすれば、農民は採草地を失い、網元は漁業用地を失うために、新田開発に反対した。しかし臨海集落以外の者に開発権を与えれば、臨海集落の損失はさらに大きいので、臨海集落は領主の開発策に従って村受開発を承諾せざるをえなかった。かくて九十九里浜の新田集落や新田はほとんどが村受開発となった。臨海集落は芝地をできるだけ残してその一部分に新田開発する方向に努力した。

芝地が村受開発となれば、その開発地の配分は臨海集落の高持百姓に制限された。その配分法は高持百姓が所有している塩場の面積に比例して芝地を配分するか、または芝地年貢を納めている金額に比例して芝地を配分するか、一般的にはこれらの配分法が考えられる。しかし享保年間から幕府が採用した開発地の村受の土地配分法は、高割やこれに準ずる方法を廃して、その村民へ平均割にすることに變更している。そのため臨海集落の開発地は、臨海集落の農民ならば、戸主の高持百姓のみならず、その次・三男でも地代金を上納するならば平均割によって土地配分が行なわれた。たとえば第二不漁期の享保二十年検地の村受新田の土地配分をみよう。四天木村では芝地が約三十二町歩あり、このうち六町八反歩を開発地とすることが領主から認められている。この開発地を一七二割に等分割し、一割を四畝歩として四天木村の農民に分配した。安永五年検地の村受新田の四町四反歩も一七二割に等分割した。この開発

地の分配をうけた農民は一六五人であった。その分配は名主と網元二人は五割の分配をうけ、村役人の六人は四割、または残りの村役人六人は二割の分配をうけ、残り一二四人の農民は一割の分配をうけ、四人が半割の分配をうけた。粟生村では享保二十年検地の開発地が約五町歩であり、これを一五六割として、一割は三畝九歩であった。この分配は名主と網元二人が五割を、村役人七人がそれぞれ三割を、その他は二六人が二割づつ、七〇人が一割の分配をうけている。平均割とはいうものの開発地代金を納入できる富裕の程度が配分上の条件として考慮されている。

かくて芝地の開発地は芝地の一部に限定し、大部分を漁業用地・採草用地として残している。その配分は平均割といても農民の開発引受け能力によって配分の多少があった。しかも開発後は土地兼併が進み、開発地は富裕農に集中した。四天木村では一六五人に一七二割が分配されたが、安永五年から二七年間を経た享和三年には八十三人の所有となり、芝地年貢もまたこの八十三人をもって全額を新田の所有面積に比例して負担した。したがって芝地の村受開発は臨海集落の農民の自営耕地の拡大となり、あるいはこの開発地を耕作する分家が新田集落を形成することになった。豊漁期に納屋集落に増加した人口のうち、臨海集落の岡集落関係の農民のみが新田に吸収された。しかし他村から臨海集落に入りこんだ増加人口は新田の配分をうけることができなかつた。そのため不漁期に発生した大量の失業人口のかなりの部分は臨海集落から流出しなければならなかつた。

##### 五、環境知覚者としての領主と網元の性格

不漁という漁業環境に対する主要な環境知覚者は、この場合は領主層の代官と漁民層の網元である。これらの環境知覚による意志決定は、不漁期や豊漁期における臨海集落の景観形成に支配的な作用をおよぼした。したがって代官

と網元の性格が景観形成に基本的な重要な要因となっている。

網元は豊漁期に激増するが、不漁期には激減した。第二不漁期にあたる安永九年の佐藤信季の著「漁村維持法」に九十九里浜の地曳網は約二百張と記され、これにつづく第三豊漁期の「経済要録」には九十九里浜の網元は約三百家と数えられている。網元一家で地曳網を二張所有する者があるので地曳網数は網元数より多かった。網元は一般的に臨海集落の豪農と考えられているが、第一・第二豊漁期の網元は持高二〇—三〇石が多く、豪農というほどではなかった。しかし不漁期にも地曳網を持ちつづけた網元は、豊漁期に入るや多くの漁業利益をあげ、これを土地兼併に投資して、小作米を数百俵も徴収する寄生地主にまで成長する者もあった<sup>(?)</sup>。網元は一面は寄生地主であり、他面は地曳網労働者を率いる漁業経営者であった。網元は村落内では名主と同格であり、親方・ダンナと尊敬され、一般の寄生地主のように小作米の徴収には嚴重ではなく、岡者や水主への貸金の返済を強く要求しないことがふつうであった。むしろ網元は寄生地主の側面を漁業労働力の確保に利用し、網元としての漁業利益の確保に努力した。

豊漁期の漁業利益は莫大であった。漁獲高の分配率は総額の一割を経費として網元がとり、残りを網元対水主の分配率は六対四または五対五とした。代官に納める網運上は網元の取り分の一割であった。地曳網経営は千両株といわれる多額の資本投下も一ヶ年で回収できた。この漁業利益は土地兼併や地曳網経営にのみ投資されたものではなかった。漁業利益は網元の豪華な生活と領主への献金に浪費された。網元は水濠をめぐる広い宅地に長屋門と豪邸を構え、水主が居住する下納屋に対して漁業指揮する上納屋を築き、漁事のない日は上納屋で江戸からきて滞在する文人墨客と酒宴をした。また両国の力士を招いて角力を観覧した者もあった。領主は網元に献金を強要して網元の格式をあげてその虚栄心を満足させた。網元の格式は白足袋着用・羽織袴着用・長屋門許可・苗字帯刀御免・土分取立の階

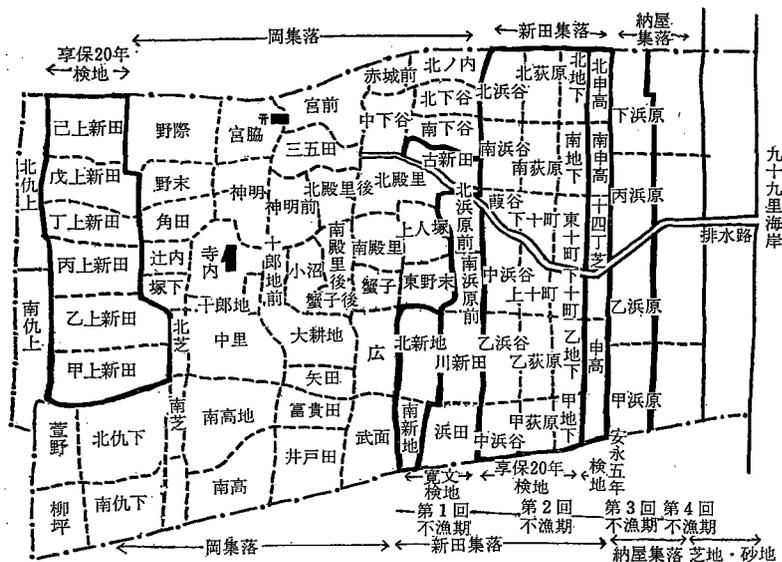
級にしたがつて献金が増額された。また網元は年々巡回してくる幕府の鷹匠にも多額の献金をしなければならなかった。

網元にはたびたびの不漁期をのりこえてきた「強網」といわれる者と豊漁期に続出するにわか網元があった。千両株といわれる網元が豊漁期になれば臨海集落に続出したのは、富裕農が漁業資本の融資をうけることができたからであった。それは江戸ホシカ問屋や大阪ホシカ問屋の集荷機関であった浦賀ホシカ問屋であった。問屋は仕入金と称して漁業資本の全額を貸しつける「丸抱え」から、五分抱えや二分抱えなどのさまざまの金融段階があった。この借金を返済するために、網元は生産したホシカを問屋に送ったが、それは安い価格に仕切られた。九十九里浜のみならず、房総沿岸や銚子・鹿島灘一帯は、この問屋融資によって江戸ホシカ問屋と浦賀ホシカ問屋の二大勢力圏に分割された<sup>(13)</sup>。不漁期になるとわか網元は借金返済のホシカを問屋に送ることができず、次々と倒産・没落した。強網の網元は豊漁期に浦賀へホシカ問屋を経営したり、独力で江戸市場に出荷して高値で販売した。不漁期に生産量が減少しても品不足で高値になるので地曳網を維持できた。ホシカが減産しても、商品農業地帯の肥料不足になると、幕府は農業政策として地曳網振興費を強網の網元に補助するので経営をつづけることができた。

九十九里浜の臨海集落の領主層は複雑である。岡集落と新田集落は旗本・与力などの小領主が多く、一村が数人の領主に分割支配をうけていることはめずらしくはなかった。しかし納屋集落がある芝地と砂地は代官の支配地であり、幕府の直轄領地であった。代官所は内陸の東金にあった。代官は納屋集落と漁業を管理するので、豊凶の変動や納屋集落の変化を敏感にとらえた。代官は不漁期になると納屋集落に大量の失業人口が発生し、支配地から貢租の激減に直面した。臨海集落の貢租は塩場年貢や芝地永や耕地からの年貢などは変動しないが、漁業関係の貢租は豊凶に

よって大きく変化した。耕地からの年貢のきそとなっている石盛は、臨海集落の石盛が内陸集落の石盛より高くなっている。幕府が漁業利益を吸収するために「かぶせ盛」を課していたからである。寛文検地帳<sup>(14)</sup>をみれば、九十九里南部の入山津村は上田の石盛が十七・五であり、臨海集落中の最高である。その他の臨海集落の上田石盛は十六か、十五である。一般の内陸集落の上田石盛の十二より高い。しかし片貝村の上田石盛は十一であり、寛文検地の當時はこの村に地曳網が行なわれていたかは疑問がある。豊凶によって大きく変動する貢租は、網元が納める地曳網運上と船役永があり、水産加工業者の納屋永や出稼ぎ農民からの芝地株永などがある。不漁期には代官支配地からの貢租はほとんど皆無になった。

歴代の東金代官のうち不漁期に在任する代官は貢租の減少に驚いたにちがいない。また幕府が幕政の改革期に新田開発令を発令した。寛文期の幕藩体制の確立期、享保改革における新田開発令、安永期の新田開発令、天保改革の新田開発令などがある。これらはすべて九十九里浜の不漁期に当たった。そのため東金代官は新田開発に積極的であった。歴代の東金代官は栄転して上位の代官所か幕府の要職に転任した。東金代官の任期は短く、ふつう五―六年間であり、一部の代官が十数年もながく在任した。代官の在任期間が九十九里浜の豊漁期と不漁期の知覚に重要な条件となった。任期が短いことは、代官が豊漁期のうちに任期の終ったり、また不漁期の期間内にのみ在任した者があった。たまたま不漁期から豊漁期にかけて在任する代官もあったし、豊漁期から不漁期に至る移行期に在任期間がかちあう代官もいた。このときの代官は深刻な不漁期の実態を知覚し、その適応策に奔走しなければならなかった。彼の任務は激減した貢租の建直しと納屋集落に発生した大量の失業人口の処置であった。また前任者が新田開発をはじめ後任者がこれを検地することもあった。かくて歴代の代官は豊漁期と不漁期をくりかえして体験するような長期に



第2図 旧四天木村(大網白里町)の不漁期における新田開発

任者はなく、不漁期の次に豊漁期がやがて出現することを予測できたり、これを経験したりした代官はいなかった。

六、領主層と漁民層の不漁における知覚のちがい

九十九里浜に不漁期が出現すると、これをいかに知覚するかは、領主層と漁民層とは異なった。したがって不漁期への適応策も異なった。漁民層の支配者である網元は、代々の経験から不漁期の次にはやがて豊漁期が出現することを知っていた。資本力の弱い網元は来年こそはと期待したが、期待はずれで数年後には没落せざるをえなかった。しかし代々続く強網が岡者と水主を確保しながら経営を維持した。強網の網元は芝地を従来通りに漁業用地に利用していた。臨海集落の農民は引き子に分配されるイワシが少くなったので水田肥料として芝地が採草地として従来より重要視するようになった。したがって不漁期になると代官が指令する芝地の新田開発に強

く反対した。これに対して代官は在任期間が短く、不規則に豊凶が交替するという経験もないので、不漁はこのままながくつづくと考えたにちがいない。その上に不漁によって支配地からの貢租が激減したので、貢租が不安定な漁業に依存するよりも、貢租が安定する農業開発をよしと判断したにちがいない。とくに当面の重要問題である納屋集落に発生している大量の失業人口を新田開発によって吸収できると考えた。またそれは幕府から指令されている開発令を忠実に実施することになるのであった。かくて代官は漁民や農民の反対をおしきって芝地の新田開発にふみきっていくのであった。

第一回の不漁期には九十九里浜の芝地一带に新田開発が行なわれた。これが寛文検地の新田である。このときは漁民や農民の反対があったか否かは資料を発見していないのでわからない。しかし地曳網漁業がいまだあまり発達せず、芝地は幅広く存在し、納屋集落の人口増加もあまり大きくなかったと思われるので新田開発の反対は強いものはなかったと考えられる。

第二回の不漁期に新田開発が行なわれた。享保二十年検地の新田である。この開発について臨海集落には各地に代官の開発指令をやむをえず引きうけたという資料が致る所に発見できる。このときの開発地に「萩原」という地名が各地につけられている。これは開発指令をだした東金代官の萩原源八郎の姓をとって地名としたものである。この命名は農民や漁民が代官に感謝をした意味か憎悪の意味かはわからない。この開発は第二豊漁期の大地曳網が普及して人口増加も多く納屋集落がよく発達した時期につづく不漁期であった。当然のことながら開発反対が強くなるべきであった。しかし第二豊漁期の末である元禄十六年十一月に房総半島の南半分に大地震があり、津波が発生して沿岸一帯の死者は約七十八万人に達したという。九十九里浜の納屋集落の南半分は全滅した。当時、地曳網の役職階層として

紀州漁夫の出稼ぎをしていた者が全滅した。出身地の紀州漁村では、領主に「出稼ぎ人の死亡によって年貢上納が困難となった」という減免願が提出されている(16)。したがってこのときの開発問題について領主層と漁民層との対立ははげしくはなかったと思われる。臨海集落のうち新田集落というのはこの享保二十年検地の開発地に立地した集落である。他の不漁期に開発された新田には集落は立地していない。

第二回の不漁期の末に当る安永五年の新田開発令には激しい一揆が発生した。九十九里浜南端に網元を中心として漁民七二五人が結束して峰起した。一揆はあえなく鎮圧された。中心人物は死罪、家財欠所、主な者は遠島となった。一揆に参加しなかった網元には銭若干と賞詞が代官より与えられた。新田開発はかくて強行された(16)。

第三回の不漁期にも新田開発が下令され、芝地に大縄反別の測量が代官によって行なわれ、納屋集落の取払いを命じられた。名主・網元・漁民が反対運動を展開した。このときは九十九里浜の中部の臨海集落が中心となった。しかし不漁期は短くて十四年間であり、豊漁期がはじまり、開発は中止となった。これを嘉永の縄打という。その時期の納屋集落がそのまま残り、第四回の豊漁期にこの納屋集落が発達して現在にまでつづいている。第四回の不漁期には明治政府によって芝地が半農・半漁の村民に分配されて宅地として利用された。かくて第四回の豊漁期の納屋集落をさらに幅広く拡大した。これら集落は臨海集落のうちの納屋集落とよばれ、現在の臨海集落の市街地となっている。

九十九里浜において過去の豊漁期ごとに納屋集落が形成されたが、その次の不漁期にこれが取払われて、消滅した。その跡地に新田が開発された。ただ第三豊漁期と第四豊漁期による納屋集落だけが、前述のようにして残存することができた。その前面に第五豊漁期に形成されたアグリ網時代の納屋集落があり、往時の豊漁を偲ぶことができ。臨海集落の新田集落といわれる地帯は、過去の不漁期ごとに開発された新田が北から南まで、九十九里浜一帯に

わたって帯状につらなっている。この新田地帯はイワシ漁業の不漁期において形成された土地利用と景観であり、不漁という自然災害に対する領主的立場からの環境の知覚にもとづく適応形態であった。現在は第五不漁期であって臨海集落の景観と機能は漁村的であるよりも農村的である。

参考文献

- (1) 九十九里浜の納屋集落の地名は、岡集落の地名の語尾に納屋を付したものであり、○○納屋という。しかし○○納屋の地名は九十九里浜の南半から南の安房海岸に見られる。九十九里浜の北半から鹿島灘にかけて○○浜となる。この納屋と浜の境界は木戸川々口である。○○納屋は浦賀ホシカ問屋の勢力圏であり、○○浜は江戸ホシカ問屋の勢力圏である。○○納屋の海岸には千石船が接岸できて海送をする。○○浜は主に陸送である。
- (2) 主な論文は内田寛一・青野寿郎・山口和雄の論文がある。  
内田寛一 九十九里平野に於ける人文の発達と海岸線の変化 日本学術協会報告 昭和五年  
青野寿郎 九十九里浜海岸平野の地誌学的研究 地理学評論 七巻一号・八巻九号  
山口和雄 九十九里旧地曳網漁業 昭和十二年 アチックミュージウム
- (3) 菊地利夫 九十九里浜イワシ漁業の豊凶交替と新田・納屋集落の成立とその関係 新地理 内田寛一先生古稀記念号 昭和三十三年
- (4) 先祖伝来過去帳 八積村元台田家文書  
慶長六辛丑年十月十六日 大地震山崩 海埋て潮の引事凡三十町余 十七日子刻ニ沖ノ方数度鳴 大波立 村々山里ニ波打揚ケ 安房小湊 和田 白古内浦 天津 辺原 新河 勝浦 岩和田 御宿 矢指戸 小浜 日在 和泉 東浪見 一宮 一松 幸治 中里 五井 古所 刺金 浜宿 四天木 今泉粟生 片貝迄 凡四十五村 水死之者二万人程有  
元禄十六癸未年十一月廿二日夜 房総大津波 宮成ノ下溜池迄 水上ル 夜の九ツ時より大地震揺り 三尺戸自然と明く海辺ハ大地一二尺割れ 波より先達て水せき出る 依之土中に足ふみ込み 逃候も埒明不申 波にお付られ 水死仕も凡七万人斗 水死之者有之 其年極月迄 不絶地震揺りき

- (5) 西岡秀雄 銚子・九十九里一帯の漁況周期 地理学評論 二三卷八号
- (6) 前掲(3)拙論
- (7) 山口和雄著 日本漁業史 生活社 昭和二十二年
- (8) 荒井英次著 近世日本漁村史の研究 新生社 昭和三十八年
- (9) 菊地利夫 近世における九十九里浜の塩場用益の変遷 社会経済史学 一七卷三号
- (10) 享保二十卯年新田検地帳 内山家文書(大網白里町)
- (11) 享保二十卯年新田検地帳 小川家文書(九十九里町)
- (12) 前掲 近世日本漁村史の研究
- (13) 菊地利夫 江戸干鰯問屋と浦賀干鰯問屋の集荷圏の係争 政治地理 第四集 一九七一年 日本政治地理学会編 古今書院
- (14) 千葉県史料 近世編 上総国 上・下 昭和三十五年
- (15) 野村 豊 近世漁村史料の研究 玉田家文書 三省堂 昭和三十一年
- (16) 徒党一件御裁許 安永六年 田中家文書(茂原市)